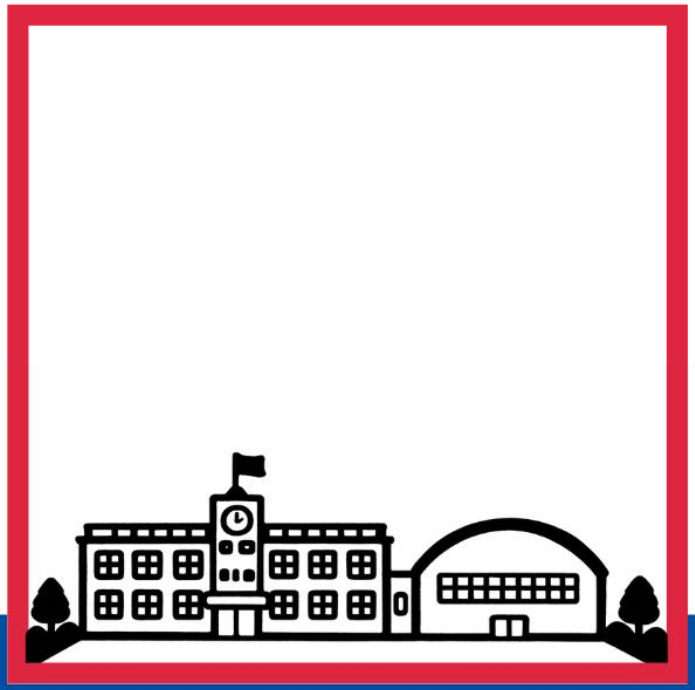


（素案）

いわき市
学校のあり方
基本方針

【概要版】

平成24年９月 策定
令和　　年　　月 改定

いわき市教育委員会

1 基本方針改定の趣旨

その後も児童生徒数は減少を続け
児童生徒や学校を取り巻く教育課題はさらに複雑化・困難化

児童生徒数の加速度的減少

直近50年で約半減
今後も減少見通し

→

- 特別な支援を要する児童生徒の増加
- 不登校の児童生徒の増加
- 質の高い教員人材の確保が困難
- 教育環境をアップデートし続けるには厳しい財政状況

平成24年９月
「学校のあり方」（基本方針）策定

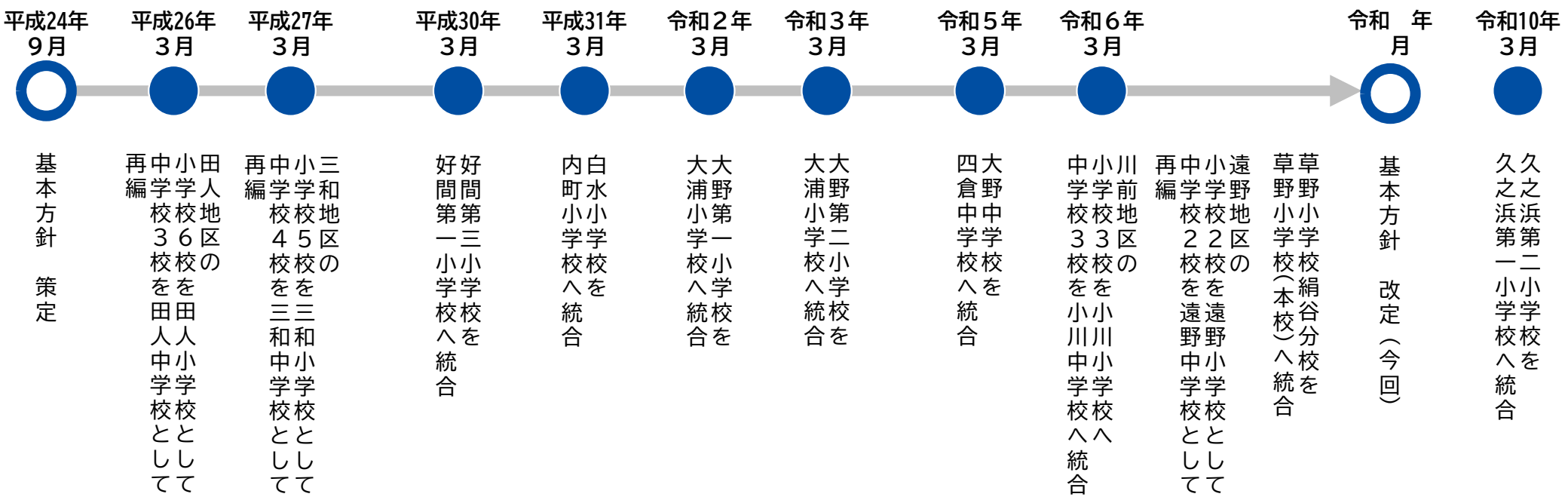
複式学級を編制するなど極めて小規模な
学校を優先してその再編等に取り組む

児童生徒・保護者・地域住民と 早い段階から
学校施設を取り巻く現状や将来の見通しを共有し
よりよい教育環境づくりに向けた検討へつなげる必要がある

↓

令和　年　月　「いわき市学校のあり方基本方針」 改定

2 これまでの市立小・中学校再編・統合等の取組み



平成24年度　121校（小：77校　中44校）　→　令和８年度　93校（小59校　中34校）
これまでの再編・統合により市立小・中学校数は約3/4に

※　久之浜第二小学校は、令和10年３月末で統合となる予定のため、再編・統合済の28校のうちには含まれていません。

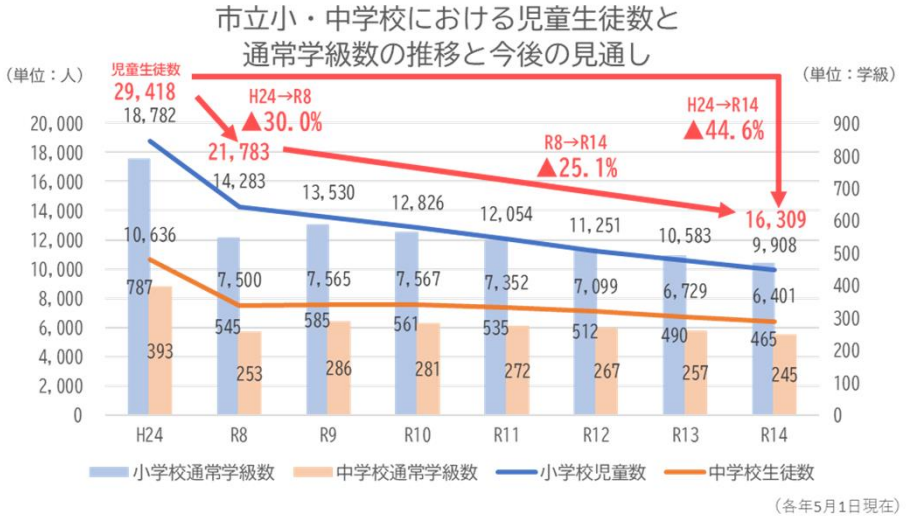
3 児童生徒数と学級数の今後の見通し

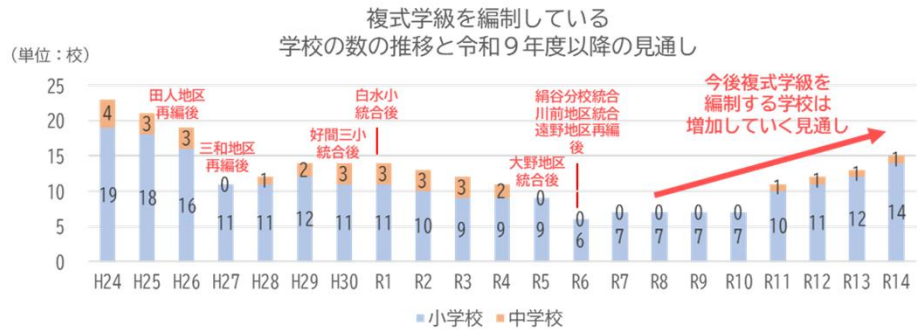
【小規模校のメリット】

- 一人ひとりの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細やかな指導を行いやすい。
- 異年齢の学習活動や体験的な学習等を機動的に行うことができる。
- 地域の協力が得られやすいため郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。

【小規模校のデメリット】

- 児童生徒が集団の中で自己主張をしたり他者を尊重したりする経験を積みにくく社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい、協働的な学びの実現が困難となる。
- 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。
- 多様な物の見方や考え方、表現のしかたに触れることが難しい。





**学校の小規模化が過度に進めば
メリットよりもデメリットの方が
学校運営や教育活動に深刻な影響を及ぼしかねない**

4 教育環境を取り巻く変化と課題

多様な特性や背景・課題を有する児童生徒への対応

- 特別な支援を要する児童生徒数と特別支援学級数は年々増加
- 不登校児童生徒の数は、全国平均に比べると割合は低いものの、年々概ね増加
- 日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向

誰一人取り残すことのない教育環境の整備が必要

教員の確保と働き方改革の推進

- 子どもたちの資質・能力を確実に伸ばし、一人ひとりの確かな学力と豊かな人間性を育むためには、質の高い教員人材の確保が必要
- 教員の成り手不足や、学校の小規模化に伴う教員一人あたりの校務負担の増など、子どもたちの学びを支える教員の働く環境は厳しさを増している

教員一人ひとりが意欲と能力を最大限に発揮できる職場を構築し教職の魅力を高めていくことが必要

施設の老朽化等への対応

- 建築経過年数が40年を超える校舎を有する学校が全体の約７割に上り、学校施設の老朽化が進行
- 改築・大規模改修時期が集中し、新しい時代の学びに対応した教育環境の維持・向上を、適時適切に行うことが困難となる可能性が高い

劇的な社会変革に対応できる教育環境を提供し続けるために学校の適正規模・適正配置が必要

5 学校規模の考え方

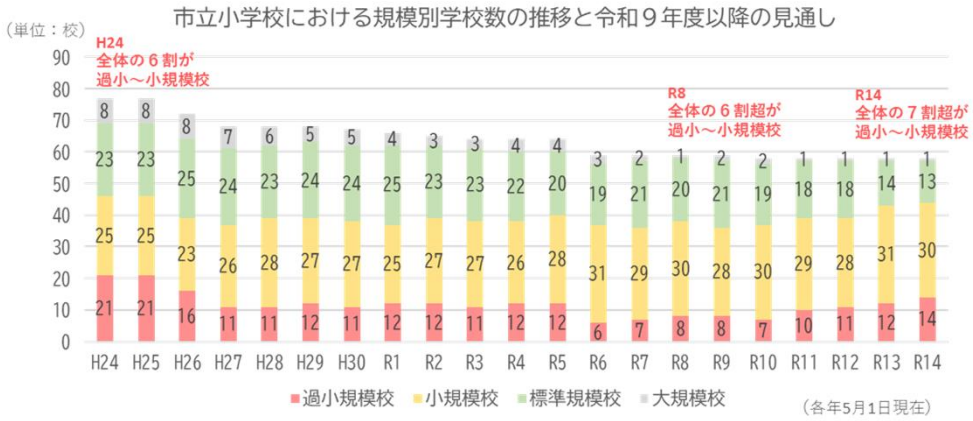
基本方針における学校規模の考え方

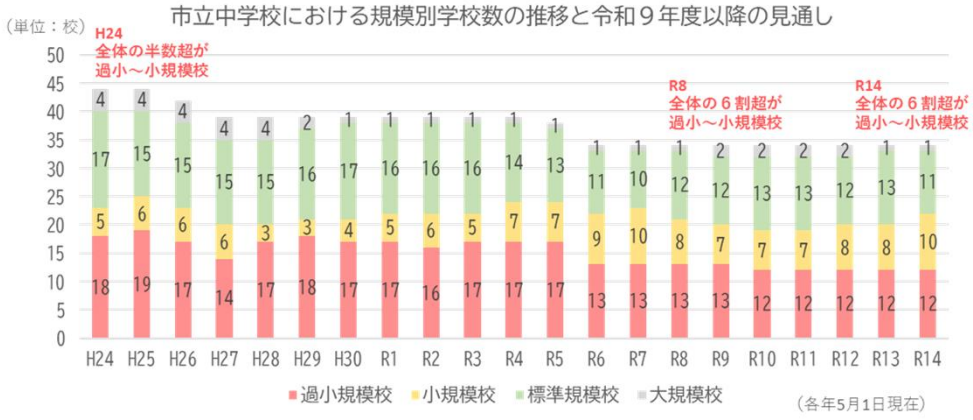
【学校規模の定義】

小学校の場合
- 過小規模校　通常学級数が６学級未満　又は　在籍児童数が50人未満
- 小規模校　通常学級数が11学級以下
- 標準規模校　通常学級数が12学級以上18学級以下
- 大規模校　通常学級数が19学級以上

中学校の場合
- 過小規模校　通常学級数が６学級未満
- 小規模校　通常学級数が８学級以下
- 標準規模校　通常学級数が９学級以上18学級以下
- 大規模校　通常学級数が19学級以上

義務教育学校を設置する場合
- 過小規模校　通常学級数が12学級未満
- 小規模校　通常学級数が19学級以下
- 標準規模校　通常学級数が21学級以上27学級以下
- 大規模校　通常学級数が28学級以上





6 学校のあり方に関する基本的な方針

適正規模の確保に向けた再編・統合の取組み

- 学校再編・統合により一定の児童生徒集団と教員組織規模の確保に取り組む
- 向こう６年後までの間に過小規模校に該当する見通しの学校については、優先して再編・統合に関する意見交換を開始、概ね３年以内に方向性を決定
- 向こう６年後までに小規模校に該当する見通しの学校については、将来を見据えた学校の再編・統合を働きかける
- 多様な子どもたちを包摂するしくみの一つとして、当面の間、川前地区を除く12地区ごとに、小学校及び中学校各１校程度まで又は義務教育学校１校程度まで、過小規模校又は小規模校を維持

小中一貫教育の推進と義務教育学校の導入

- いわゆる「中１ギャップ」の解消・緩和に向けて、これまでも、三和地区（三和小学校・三和中学校）及び田人地区（田人小学校・田人中学校）において、一体型施設による小中一貫教育を展開してきたほか、令和８年度からは、すべての市立小・中学校において、中学校区を単位とした「小・中学校連携教育推進事業」に取り組んでいる
- 学校再編・統合に併せて「義務教育学校」の導入についても取り組み、児童生徒の発達段階を柔軟に教育課程へ反映させる手法を構築・実践し、他の学校にフィードバックすることで、市立小・中学校全体の「中１ギャップ」の解消・緩和を目指す

多様な学びの場の充実

- 不登校の児童生徒が年々増加していることを踏まえ、多様な個性や特性、背景を有し、在籍する学校や学級に通いにくい子どもたちについても、誰一人取り残されることなく学びの機会を得られるよう、新たに「学びの多様化学校」の導入に向けて検討
- 様々な事情から学校や学級に通いにくい児童生徒が学ぶことのできる、学校以外の場としての「校外教育支援センター」（通称「チャレンジホーム」）や、児童生徒が「いつ来ても大丈夫な場所・いつ帰っても大丈夫な場所」として安心して過ごすことができる多様な学びの場としての「学習支援ルーム」を引き続き運用

学校を核とした地域全体の教育環境の向上

- 一定規模の児童生徒集団・教員集団の確保以外の視点として、平成24年度以降に再編・統合がなされていない学校であって、校舎又は屋内運動場の建築経過年数が40年を超える学校については、再編・統合を検討
- 「いわき市教育大綱」に掲げる「地域全体で人を育て、誇れるまち“いわき”をつくる」という基本理念をさらに一歩進んで実装する観点から、社会教育・生涯学習の拠点となる機能を学校施設に付加することを検討
- 「コミュニティ・スクール」により、学校と地域が課題を共有し、子どもたちの成長を支えていくしくみの構築を推進

資料編

◆ 向こう６年間に過小規模校に至る見通しの市立小学校（14校）

- 高久小学校
- 綴小学校
- 好間第四小学校
- 藤原小学校
- 夏井小学校
- 宮小学校
- 江名小学校
- 勿来第三小学校
- 小玉小学校
- 高野小学校
- 湯本第二小学校
- 川部小学校

- 三和小学校
- 田人小学校

地区単位で既に再編済のため
さらなる再編・統合は当面対象外

◆ 向こう６年間に過小規模校に至る見通しの市立中学校（13校）

- 豊間中学校（※令和11年度以降は過小規模を解消する見通し）
- 藤間中学校
- 内郷第三中学校
- 勿来第二中学校
- 赤井中学校
- 湯本第二中学校
- 川部中学校
- 内郷第二中学校
- 湯本第三中学校

- 久之浜中学校
- 三和中学校
- 遠野中学校
- 田人中学校

地区単位で既に再編済 又は
元より地区唯一の中学校のため
さらなる再編・統合は当面対象外

【過小規模校の定義】

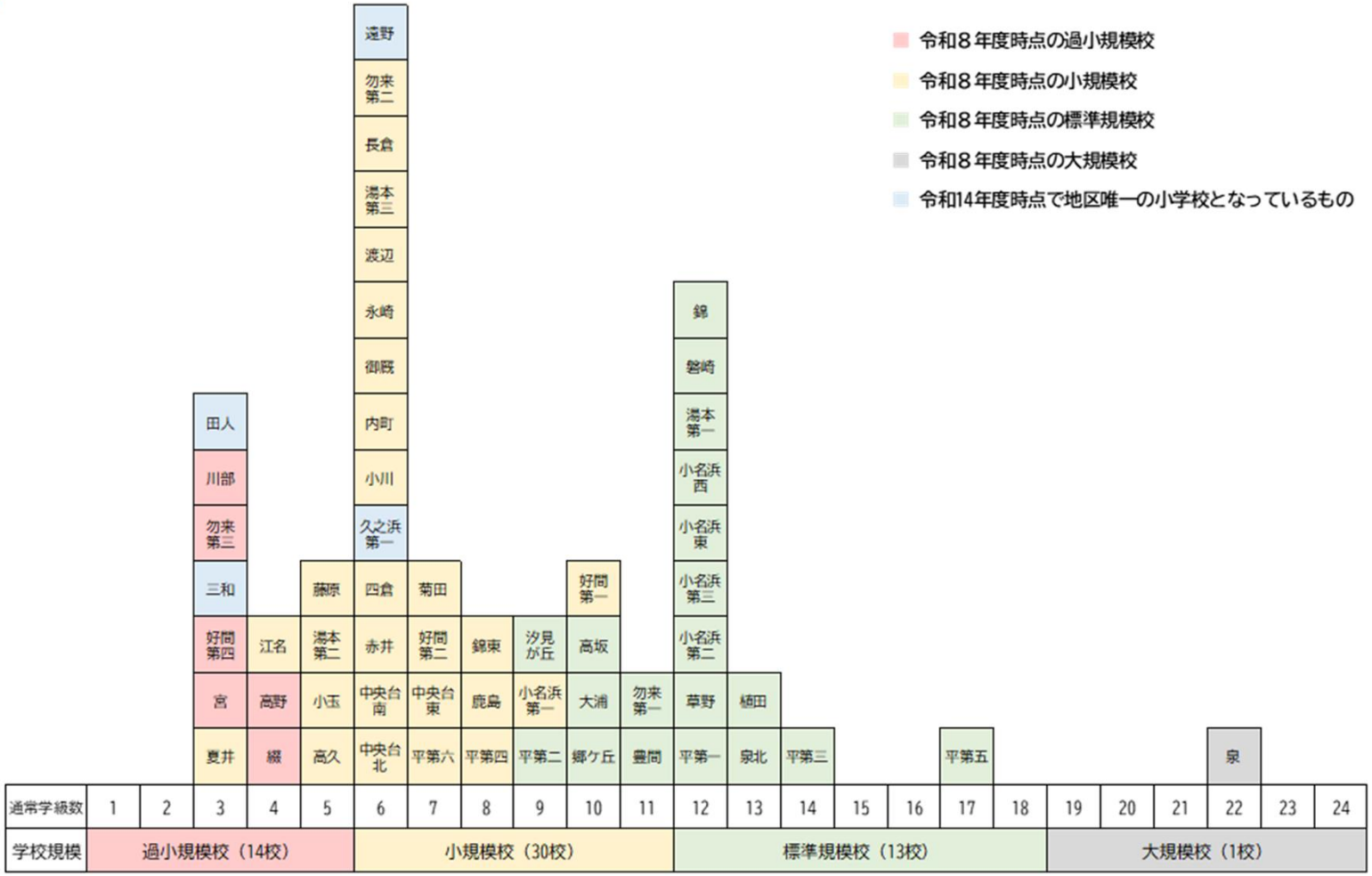
小学校の場合　通常学級数が6学級未満　又は 在籍児童数が50人未満

中学校の場合　通常学級数が6学級未満

義務教育学校を設置する場合　通常学級数が12学級未満

資料編

◆ 令和14年度時点における市立小学校の規模別学級数の見通し



◆　令和14年度時点における市立中学校の規模別学級数の見通し

